

各小委員会・専門委員会の審議状況について

容器包装の3R推進に関する小委員会の審議状況について

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」については、平成25年4月に前回改正法の施行から5年が経過したことを受け、同年9月から容器包装の3R推進に関する小委員会と、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWGとの合同会合を開催し、施行状況の点検等を行っているところ。

1. 審議状況

○第1回（平成25年9月19日）

- ・施行状況の報告等

○第2回（平成25年10月15日）～第6回（平成25年12月19日）

- ・関係者からのヒアリング

○第7回（平成26年2月18日）～第8回（平成26年3月3日）

- ・ヒアリング意見を踏まえた自由討議

○第9回（平成26年3月25日）

- ・論点整理（案）について

○第10回（平成26年4月30日）

- ・リデュースの推進、リユースの推進について

○第11回（平成26年5月28日）

- ・分別収集・選別保管、分別排出について

○第12回（平成26年6月25日）

- ・プラスチック製容器包装の再商品化及び分別収集・選別保管について

2. 審議内容

環境省・経済産業省から法の施行状況について報告等がなされた後、5回にわたり関係者（指定法人、市民団体、地方公共団体、特定事業者、再商品化事業者）計28団体からヒアリングを行った。その後、ヒアリング意見を踏まえた自由討議により、委員より追加すべき論点や重点的に議論すべき論点について議論がなされ、ヒアリング意見や自由討議において委員より示された意見に基づき、論点整理がなされた。その上で、論点整理を踏まえて個別論点についての議論を行っている。

主な論点としては、以下のとおり。

- ・レジ袋の削減等のリデュース対策の推進について
- ・事業者・地方自治体間の役割分担や店頭回収の促進方策等を含めた分別収集・

選別保管の在り方について

- ・プラスチック製容器包装の再商品化の在り方について

3. 今後の予定

引き続き、論点整理を踏まえて個別の論点についての議論を行っていく予定。

家電リサイクル制度評価検討小委員会の審議状況について

「特定家庭用機器再商品化法」については、平成20年2月に中央環境審議会・産業構造審議会合同会合において取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において、「今回の検討から5年後を目途に、制度検討を再度行うことが適当である。」とあることを受け、平成25年5月から、家電リサイクル制度評価検討小委員会と、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWGとの合同会合を開催し、施行状況の点検等を行っているところ。

1. 審議状況

- 第21回（平成25年5月20日）
 - ・家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等
- 第22回（平成25年7月4日）～第24回（平成25年9月10日）
 - ・関係者からのヒアリング
- 第25回（平成25年10月21日）～第27回（平成26年1月29日）
 - ・家電リサイクル制度の見直しに係る論点について
- 第28回（平成26年3月6日）
 - ・義務外品・廃家電の不法投棄に関する調査の結果について
 - ・家電リサイクル法ルート以外の処理ルートにおける廃家電の処理について
 - ・リサイクル費用の回収方式について
- 第29回（平成26年4月10日）
 - ・リサイクル費用の回収方式について
- 第30回（平成26年5月30日）
 - ・リサイクル費用の回収方式について
 - ・品目追加について
- 第31回（平成26年7月4日）
 - ・個別課題への具体的な対策について

2. 審議内容

環境省・経済産業省から法の施行状況について報告等がなされた後、3回にわたり関係者（製造業者、小売業者、自治体、消費者団体等）からヒアリングを行った。その後、ヒアリング意見を踏まえた自由討議を経て論点整理がなされた。その上で、論点整理を踏まえて個別論点についての議論を行っている。

主な論点としては、以下のとおり。

- ・リサイクル費用の回収方式（現行の排出段階で負担を行う方式（後払い方式）と販売段階で負担を行う方式（前払い方式））について

- ・処理料金を負担する消費者の理解促進や環境配慮設計の料金への反映等の観点からのリサイクル料金の一層の透明化・低減化について
- ・有害物質の処理やフロン回収を適正に行わないなど環境に悪影響を及ぼしている可能性がある不適正処理への対応について
- ・消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善等について

3. 今後の予定

これまでの合同会合における議論を踏まえて、今後の家電リサイクル制度のあり方について、とりまとめの議論を行っていく予定。

食品リサイクル専門委員会の審議状況について

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」については、平成24年12月に前回改正法の施行から5年が経過したことから、平成25年3月から食品リサイクル専門委員会と、食料・農業・農村政策審議会食品産業部会食品リサイクル小委員会との合同会合を開催し、施行状況の点検等を行ったところ。

1. 審議状況

○第1回（平成25年3月28日）

- ・施行状況の報告等

○第2回（平成25年4月26日）～第5回（平成25年5月27日）

- ・関係者等からのヒアリング

○第6回（平成25年6月14日）

- ・ヒアリング意見を踏まえた自由討議等

○第7回（平成25年7月31日）

- ・論点整理

○第8回（平成26年2月13日）

- ・食品廃棄物等の発生抑制の目標値について
- ・個別論点（全体的事項、発生抑制）について

○第9回（平成26年3月31日）

- ・食品廃棄物等の再生利用・熱回収について
- ・食品リサイクル制度に関する主体間の連携・普及啓発について

○第10回（平成26年6月11日）

- ・今後の食品リサイクル制度のあり方について（とりまとめ）（素案）

○第11回（平成26年6月30日）

- ・今後の食品リサイクル制度のあり方について（とりまとめ）（案）

2. 審議内容

環境省・農林水産省から法の施行状況について報告等がなされた後、4回にわたり関係者（食品関連事業者、再生利用事業者、地方自治体、消費者団体等）計20団体からヒアリングを行った。その後、ヒアリング意見を踏まえた自由討議を経て論点整理がなされた。その上で、論点整理を踏まえて個別論点についての議論を行い、とりまとめ案について了承がなされた。

主な内容としては、以下のとおり。

- ・本来食べられるにもかかわらず廃棄されている「食品ロス」が年間約500～800トンあると推計される中での発生抑制の一層の推進について
- ・分別の困難性等から再生利用等実施率が低い食品流通の川下における再生利用

等の推進について

- ・地域主導の再生可能エネルギーの導入と地域資源を活用した地域活性化が重要課題とされる中での循環型社会形成推進基本法の規定を踏まえた再生利用の優先順位の在り方及びその優先順位に沿った再生利用等の促進について

また、第8回合同会合では、平成24年4月に暫定的に設定をした食品廃棄物等の発生抑制の目標値に関して、26年4月からの本格実施を行うため、業種の追加等について検討を行い、今般設定が可能と認められた26業種について発生抑制の目標値を了承した。

3. 今後の予定

とりまとめ案についてパブリックコメントを行った上で、循環型社会部会において審議いただく予定。

自動車リサイクル専門委員会の審議状況について

平成 22 年 1 月に取りまとめられた「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(合同会合報告書) の内容を踏まえ、平成 22 年度から毎年 1 回、自動車リサイクル専門委員会と、産業構造審議会産業技術分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWGとの合同会合を開催し、施策の進捗状況の報告・確認を行っている。

1. 審議状況

○第 31 回 (平成 25 年 8 月 7 日)

- ・自動車リサイクル法の施行状況、合同会合報告書に関する検討状況等

2. 審議内容

合同会合報告書に関する検討状況に関し、①自動車破碎残さ (A S R) 中の有害物質等の削減状況、②鉛蓄電池の自主回収スキームの運用状況、③廃発炎筒の回収・処理システムの運用状況、④自動車メーカー各社によるリチウムイオン電池回収スキームについて各関連団体から報告された。

また、東日本大震災に伴って生じた被災自動車は仮置場に移動された約 7 万 2 千台の処分 (市町村から引取業者への引渡し) が順次進められていることを報告した。

3. 今後の予定

合同会合報告書では、5 年以内を目指し、改めて制度の在り方について検討を行うことが適当としていることを踏まえ、今後、自動車リサイクル制度の在り方について検討を開始する予定。

廃棄物処理基準等専門委員会の審議状況について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく廃棄物の適正処理に係る技術的基準等に関する事項について、処理技術の進展、廃棄物の性状等諸状況の変化や有害物質等に対する新たな知見に対応するための検討を行うため、専門委員会を設置し必要な検討を行っている。

1. 審議状況

○第6回（平成26年6月24日）

- ・カドミウムに係る処理基準等の見直しについて
- ・廃棄物処理におけるカドミウムに係る状況について

2. 審議内容

平成23年7月、カドミウムの公共水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「健康保護に係る水質環境基準」という。）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）の基準値を見直すことが適當である旨、中央環境審議会から環境大臣に対し答申が出され、この答申を踏まえ、平成23年10月27日、健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準の変更が告示された。

環境基準値の見直しを受け、廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等の見直しについて検討いただくこととなった。検討に当たっては、廃棄物最終処分場からの放流水等の排出の実態、処理技術の現状、廃棄物中の濃度の実態等を踏まえることとなった。

3. 今後の予定

第7回は、今後行う実態調査結果がまとめた後に開催することとし、必要な検討を踏まえて報告書を取りまとめる予定。